

令和元年七月五日受領
答弁第二七四号

内閣衆質一九八第二七四号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員宮川伸君提出二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における福祉タクシーの
利用等車いすを利用する方の受入体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮川伸君提出二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における福祉タクシー

ーの利用等車いすを利用する方の受入体制に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、「競技大会開催期間及びその前後の期間中」及び「競技大会開催期間及びその前後の期間中のピーク時」において、一日当たり何人程度のお尋ねの「車いすを利用する方」が成田国際空港（以下「成田空港」という。）を利用するかについての予測を持ち合わせていない。

三について

お尋ねの「ユニバーサルデザインタクシーが対応する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、車いすを利用する旅客のタクシーによる運送については、旅客の利用する車いすの重量及び大きさ、乗車人数、乗車方法等に適した設備を有する車両により行われることとなると考えられる。成田空港においては、現時点において、第一ターミナル及び第二ターミナルにユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）専用の乗降場は設けられていないが、成田国際

空港株式会社（以下「会社」という。）が成田空港ユニバーサルデザイン推進委員会を開催して策定した「成田空港ユニバーサルデザイン基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づく取組として、令和元年度末までに、会社が、これらのターミナルに、車いす利用者等用の車両の乗降場を設けることとしていと承知している。また、第三ターミナルにおいては、既に車いす利用者等用の車両の乗降場が設けられている。

四について

お尋ねの「用意する予定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成二十三年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第一号）において、移動等円滑化の目標として、令和二年度までに、「約四万四千台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー・
・を含む。）を導入する」とされているところである。また、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。以下同じ。）の乗降に必要な施設の整備予定について、網羅的に答えすることは困難であるが、会社においては、基本計画に基づく取組として、令和元年度末までに、三についてでお答えした車いす利用者等用の車両の乗降場の設置のほか、福祉タクシーも利用できる車いす利用者等用駐車スペース

スの見直し及び駐車場内設備の改修に取り組むこととして承知している。

五について

お尋ねの「主要な公共交通の拠点」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京国際空港には、御指摘の「ユニバーサルデザインタクシーや大型の福祉タクシーの専用」ではないものの、福祉タクシーも利用できる車いす利用者等用の車両の乗降場は確保されている。

また、東京駅には、福祉タクシーの専用乗場は設けられていないものの、一般のタクシー乗場において、福祉タクシーに乗車することも可能と認識している。

六について

お尋ねについては、標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして国土交通省が認定しているトヨタ自動車株式会社の「JPN TAXI」について、平成三十一年二月以降、車両に搭載するスロープの改良等が図られたほか、同省において、平成三十年十一月八日に「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成三十年十一月八日付け国自旅第百八十五号の二国土交通省自動車局旅客課長通知）を発出し、タクシー事業者に対して、関係法令の遵守を徹底するよう運転者等を指導すること、

実車を用いた説明及び実習を含む研修を運転者等に受講させること、ユニバーサルデザインタクシーを指定した予約及び配車が可能となるようサービスを充実させること等を求める対策等を講じているところである。